

第二期中期計画 国立大学法人北見工業大学

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

① 入学者受け入れの方針の見直しに関する目標を達成するための措置

- a アドミッションポリシーに沿った学生を確保するため、不断に入試方法・体制等を点検し必要な改善を図るとともに、より多様な入試情報の積極的な発信を推進する。
- b 秋季入学との関連において、アジア圏からの留学生の大学院への受け入れを中心に促進する。また、社会と進学希望者のニーズに的確に応えられるよう大学院入試の在り方について再点検し、改善する。

② 学部・大学院の継続性の重視に関する目標を達成するための措置

- a 学士課程と大学院博士前期課程を一貫した6年間教育として位置付け、学部科目と大学院科目の間のつながりを平成25年度末までにより一層明確にする。それ以降は、専門技術者育成のためにより充実した組織の構築を目指す。

③ カリキュラムの見直しに関する目標を達成するための措置

- a 工学基礎科目、選択科目Ⅲ、共通科目等について、科目数を見直すとともに、内容についても見直し整理する。平成24年度内に教務委員会での審議を終え平成25年度から実施する。それ以降は、その効果について検証する。
- b 演習と講義がリンクしている科目など、短期間に集中的に学習することにより高い教育効果が得られる科目について、週2回の授業方式（4セメスター制）を導入し、第二期中期目標・中期計画期間中においてその効果を継続して検証する。

④ 成績評価に関する目標を達成するための措置

- a 本学が学部教育の成果として求めている学術リテラシー、情報リテラシー、英語力を含むコミュニケーション力などを含めた、学習到達度を多面的に評価するための指標を導入するなどして、学士力を総合的に判断できるシステムを平成26年度末までに構築する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 教職員の配置に関する目標を達成するための措置

- a 基礎学力を高めるための効果的な教育体制を構築する。
 - b 平成 21 年度に、努力目標として、新規に採用する教員の 10%を、外国人教員又は女性教員とすることを決定した。この方針に沿って、外国人教員及び女性教員の採用に努める。
- ② 教育の質を改善するための組織体制の整備に関する目標を達成するための措置
- a1 基礎重点科目担当者、各学科 FD 担当で構成される教育改善推進センターにおいて、本学独自の教育に関する Plan-Do-Check-Action サイクル（以下、PDCA サイクルと表記する）を構築し、継続して教育の質の向上に取り組む。
 - a2 インターンシップ教育支援体制を平成 25 年度末までに構築する。
 - a3 SA を含む TA、RA の教育補助業務を平成 23 年度末までに明確化するとともに効果的な配置システムを平成 25 年度末までに構築する。
 - b1 道内外の大学間の教育連携・協力体制を強化する。
 - b2 北海道地区の国立大学と連携し、教養教育を充実させる。
- ③ 教育についての環境整備に関する目標を達成するための措置
- a IT 演習室の拡充及びインターネット環境の拡充を実施するとともに、IT 活用教育支援システムを充実させ、本学の特色ある教育体制の一つとして位置付ける。
- (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
- ① 学生支援プログラムの整備に関する目標を達成するための措置
- a 大学院博士後期課程進学を目指す前期課程入学者に対して、入学料、授業料の一部免除制度を平成 23 年度末までに検討し、実施する。
 - b 学生の力が必要となる活動について、学生が自主的に組織し運営できる体制をつくり、活動を支援する。
 - c 専門的知識を持ったカウンセラーの恒常的配置などを含め、カウンセリング体制の充実に、継続して取り組む。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

① 研究の量的増大・質的向上に関する目標を達成するための措置

- a 教員のグループ化や他大学等との連携による組織的な研究を進め研究の量的増大・質的向上を推進する。

② 特色ある高度な研究の推進に関する目標を達成するための措置

- a1 我が国で最も寒く、自然環境に恵まれた地域に位置することを最大限に活かし、「個性化」と「高度化」を目指した特色ある研究を推進する。
- a2 外部資金獲得に成果をあげている研究者を優遇するなど、特色ある研究に対する支援を進める。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 組織的研究推進体制の整備に関する目標を達成するための措置

- a1 「地域連携」「産学官連携」「研究戦略」をより強固なものとするため、体制を再構築する。
- a2 図書館等の組織・機能を充実し、学内外の情報集約・発信を進め、研究支援を強化する。
- b 組織的研究を支援する職員の協力体制を整備・強化する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

① 教育面での社会及び地域との連携強化に関する目標を達成するための措置

- a 小中学生・高校生及び社会人を対象とする教育支援プログラムに関して、統括的に把握し効率よく推進するための「社会連携教育プログラム検討ワーキンググループ（仮称）」を平成 23 年度末までに設置し、組織的な取組として効率的に実施するための作業を行う。

② 研究面での社会及び地域との連携強化に関する目標を達成するための措置

- a 地域に根ざした研究課題の発掘、地域に発生した検討課題への取組、環境や新エネルギーに関する研究等を進め、研究成果を社会に還元する。

③ その他社会及び地域等との連携強化に関する目標を達成するための措置

- a 本学に適した知的財産活動のあるべき姿を見極め、その活動を実現する体制の整備を進めることにより、大学経営及び社会の発展に寄与する。
- b1 高齢化・過疎化に対応した地域医療問題や、介護、食の安全、地域経済活性化等の問題に対応する取組を進める。
- b2 利用者のニーズを踏まえ、図書館をより開かれたものとし、地域貢献を進める。
- c 国や地方公共団体等の各種審議会や委員会等に大学として協力するとともに、協議会や研究会にも積極的に参画し、地域社会との連携を深め、知の拠点としての役割を果たすことにより、社会に貢献する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ① 協定締結校を中心とした交流の充実に関する目標を達成するための措置
 - a1 留学希望者向けパンフレット等の内容充実にこれまでと同様に努め、留学生の受け入れを一層促進する。また、本学学生派遣についての取組を進める。
 - a2 本学学生・研究者の国際化を進めるため、海外派遣体制を充実・強化する。
 - b 国際共同研究を推進するとともに、国際シンポジウムを開催する。また、国際会議等への参加を支援するとともに外国人研究者の招へいを推進する。
 - c1 国際交流センターを中心として留学生に対する支援の充実・強化を進める。
 - c2 北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育に取り組む。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 大学院の教育研究体制の整備・充実に関する目標を達成するための措置
 - a 博士前期課程について、適正な入学定員に関する検討を行う。
 - b 博士前期課程の在り方について、平成 22 年度に検討し方向を決定するとともに、平成 23 年度以降は、博士前期課程の充実に向けた検討を継続して実施する。
 - c 博士後期課程について、それぞれの専攻を充実させる。その際、各専攻で強化する研究分野についての検討を進める。
- ② 学内運営組織の見直しに関する目標を達成するための措置
 - a 各種委員会及び学内組織の見直しを平成 22 年度末までに行い、それ以降は、見直しの効果を検証し、更なる必要な改善を継続して実施する。
 - b 教職員が機動的かつ効率的に業務に貢献できる制度を構築する。
- ③ 教員人事の適正化に関する目標を達成するための措置
 - a1 本学が重点を置く機能を教員が理解し、第三期中期目標・中期計画に向けて教員人事の在り方及び教員配置の方向性を議論する。
 - a2 多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に年俸制については、適切な業績評価体制の構築を前提に、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき促進する。
 - b 現在実施している教員の任期制について、実施の効果及び問題点等を整理し、より優れた制度の構築を目指す。

- ④ 職員人事の適正化に関する目標を達成するための措置
 - a 現在の「国立大学法人等職員採用試験」に基づく単線型の採用方法のみではなく、独自の採用方法による複線型について検討する。
 - b 職員の昇任に関して、現在実施している職員の評価制度を更に発展させる。
 - c 国立大学法人職員としての知見を広め、多様な価値観・判断力、事務処理の方法などを体得させるため、他機関との人事交流を積極的に推進する。
- ⑤ 学内資源配分の見直しに関する目標を達成するための措置
 - a 全学的に施設等の利用実態調査を継続して実施しデータを蓄積するとともに、その分析を行い結果を公表し改善する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 効率的な事務体制の構築に関する目標を達成するための措置
 - a1 柔軟かつ機動的な事務組織を形成していくため、常に変化する時代の要請に的確に対応し得る効率的な組織形態の在り方を検討し、構築する。
 - a2 北海道地区の国立大学と連携し、事務の効率化・合理化のための取組を行う。
 - b 担当者の交代にあたり、均質で正確な事務処理を継続させるために、それぞれの業務をフローチャート化する。また、事務処理マニュアルを整備する。
 - c 従来の研修内容を見直すとともに、必要とする知識の醸成に合致する研修の充実に努める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ① 業務収入の増加を目的とした検討組織の整備に関する目標を達成するための措置
 - a 競争的大型外部資金の獲得に向けた支援組織を整備し、積極的な申請を推進する。
 - b 地域連携関連部署を中心に、地域との連携を更に強化する。産業界・地元金融機関等との連携・協力を促進し、外部資金増加のための企画を立案・遂行する。
 - c 本学の推進する地域連携強化の方針に沿って、施設・設備及び人的資源の有効活用の方策を議論し、実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

a1 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律 47 号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 18 年度からの 5 年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

a2 平成 24 年度以降についても、政府全体の総人件費改革の方針を踏まえた人件費削減に努める。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

① 管理的経費の節減に関する目標を達成するための措置

a 管理的経費については、その実態を把握したうえで効率的な執行を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

① 資産の有効活用に関する目標を達成するための措置

a 元本保証等のリスクの少ない資金運用を実施し、多少なりとも経営面に寄与する。

b 不要設備等の整理を進め、空きスペースを有効に利用するための体制を構築する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

① 評価の充実に関する目標を達成するための措置

a1 第一期中期目標・中期計画期間に取得した ISO14001 認証の取得経験及び成果を踏まえ、環境マネジメントシステムの PDCA サイクルを継続して実行し、更なる改善につなげる。

a2 第二期中期目標・中期計画に関する諸項目について、平成 25 年度中に自己点検・評価を行い、その妥当性を本学が設置する外部評価委員会で検証する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

① 情報管理の一元化に関する目標を達成するための措置

- a 本学は、平成 22 年度に創立 50 周年を迎える。今期中期目標に沿った今後の更なる発展の方向を視覚的に具現化することを目的に、スクールカラー、ロゴマーク等を大学として検討し、それらを活用した広報活動を展開する。
- b 広報誌、公式ホームページ、各種メディアを通じて大学情報の更なる公開を進め、地域を含む国民全体への情報発信に努める。
- c 個人情報保護に関して、管理体制を一層強化し、情報流出防止に努める。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

① マスタープランの見直しに関する目標を達成するための措置

- a 現行のマスタープランの見直し作業を、関連する委員会等において実施する。
- b1 施設及び設備の利用率調査を実施するとともに、施設の有効利用をこれまで以上に促進する。また、平成 22 年度の創立 50 周年事業の一環として施設・設備の整備を進め、それらの有効活用を促進する。
- b2 研究装置・設備の共同利用化を促進するにあたり、全学的に分散している大型研究装置・設備を機器分析センターに集約し管理する体制を確立する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

① 安全管理体制の強化と活動の推進に関する目標を達成するための措置

- a1 労働災害の防止に努めるとともに、教職員を対象としたメンタルヘルス研修会を充実し、心の病に対する認識と対処法に対する理解を全学的に深める。
- a2 ハラスメント行為の防止を徹底させつつ、大学構成員の意識の一層の向上を図るために、大学主催の研修会・講習会等を充実させる。
- a3 安全衛生講習会を充実させるとともに、作業環境測定システムを改善し充実させる。

② 情報セキュリティ対策の強化に関する目標を達成するための措置

- a 情報セキュリティポリシーの一層の周知徹底を図り、情報システムについてのセキュリティ対策を強化する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

① 法令遵守体制の強化に関する目標を達成するための措置

- a 監事、監査室、不正防止対策室の連携を緊密にしつつ、法令遵守の意識を高めることを目的として監査体制を強化する。
- b 国民の疑惑を招くような研究論文や研究費執行に係る不正を防止するために、論文審査、会計処理検査などの内部統制を強化する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

7 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
小規模改修	総額 114	国立大学財務・経営センター施設費交付金 (114)

(注 1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注 2) 小規模改修について平成 22 年度以降は平成 21 年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

人事に関する方針

1) 人事評価システムの整備・活用

人事評価結果を給与に適切に反映させるシステムを継続する。

2) 任期制の活用

新規採用教員並びに適用を受けることに同意した国立大学法人承継教員への任期制を継続する。

3) 外国人及び女性教員の採用促進

平成 21 年度に努力目標として、新規に採用する教員の 10%を外国人教員または女性教員とすることを決定した。この方針に沿って、外国人教員及び女性教員の採用に努める。

4) 人材育成方針

事務職員等の能力向上策として、階層別・職階別研修制度を継続し、大学戦略等に参画する人材の育成を図る。

5) 人事交流

事務職員等の優れた人材の確保及び人事の活性化のため、他大学等との人事交流に努める。

6) 事務組織の機能・編成の見直し

大学運営の企画立案等への参画及び教育・研究支援等に機動的に対応できる事務組織の構築を図る。

7) 業務のアウトソーシング

経済性・効率性の観点から業務全般の精査を行い、必要に応じて事務組織の再編・統合及び事務系職員の計画的配置を推進し、定型的業務等のアウトソーシングを図る。

8) 年俸制の導入・促進

多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組むとともに、年俸制の導入等に関する計画に基づき、年俸制の導入・促進を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 14,106 百万円 (退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

該当なし

4 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、福利施設（食堂）改修事業の一部並びにその他教育、研究に係る業務及びその付帯業務に充てる。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成 22 年度～平成 27 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	14,472
施設整備費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	114
自己収入	7,778
授業料及び入学生料検定料収入	7,599
財産処分収入	0
雑収入	179
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,525
長期借入金収入	0
計	23,889
支出	
業務費	22,250
教育研究経費	22,250
施設整備費	114
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,525
長期借入金償還金	0
計	23,889

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 14,106 百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人北見工業大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I〔一般運営費交付金対象事業費〕

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

・学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

・学部・大学院の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。

・附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。

・法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。

・教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

〔一般運営費交付金対象収入〕

③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）

④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II〔特別運営費交付金対象事業費〕

⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入 (③) 、その他収入 (④) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特異要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

I(y) : 特異要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.0%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β（ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成 22 年度～平成 27 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	23,821
經常費用	23,821
業務費	21,486
教育研究経費	4,454
受託研究費等	1,203
役員人件費	334
教員人件費	10,205
職員人件費	5,290
一般管理費	1,453
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	882
臨時損失	0
収入の部	23,821
經常収益	23,821
運営費交付金	14,174
授業料収益	6,062
入学金収益	945
検定料収益	281
受託研究等収益	1,203
寄付金収益	303
財務収益	0
雑益	179
資産見返負債戻入	674
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成 22 年度～平成 27 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	24,306
業務活動による支出	23,067
投資活動による支出	822
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	417
資金収入	24,306
業務活動による収入	23,775
運営費交付金による収入	14,472
授業料及入学料検定料による収入	7,599
受託研究等収入	1,203
寄付金収入	321
その他の収入	180
投資活動による収入	114
施設費による収入	114
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	417

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費
交付事業に係る交付金を含む。

別表（収容定員）

平成 22 年度	工学部	1,660 人	
	工学研究科	216 人	
	うち 博士前期課程		184 人
	博士後期課程		32 人
平成 23 年度	工学部	1,660 人	
	工学研究科	212 人	
	うち 博士前期課程		184 人
	博士後期課程		28 人
平成 24 年度	工学部	1,660 人	
	工学研究科	228 人	
	うち 博士前期課程		204 人
	博士後期課程		24 人
平成 25 年度	工学部	1,660 人	
	工学研究科	248 人	
	うち 博士前期課程		224 人
	博士後期課程		24 人
平成 26 年度	工学部	1,660 人	
	工学研究科	248 人	
	うち 博士前期課程		224 人
	博士後期課程		24 人
平成 27 年度	工学部	1,660 人	
	工学研究科	248 人	
	うち 博士前期課程		224 人
	博士後期課程		24 人